

2009年9月30日

内閣府PFI推進室 御中

専門委員 土屋雅裕

PFI事業契約の条項例（案）に対するコメント

9月29日の総合部会に提示された標記条項例（案）（資料1）に対して以下のコメントを取りまとめました。ご検討のほど、よろしくお願いします。

## 1. (P6-7)

第十条（監視職員）、第十一条（事業代理人）、第十二条（監視職員及び事業代理人に関する措置）

**コメント**： 本条項例（仮称）は自治体等のPFI事業発注者（「発注者」）にとって準拠すべきモデル約款となるため、リスク分担等のPFI事業の根幹に関わる事項については明確な指針を示す必要がある反面、本3条が規定するような運用上の手続きに関わる事項については、それがPFI推進委員会として特に推奨するものでない限り、発注者に対して押し付けにもなりかねないことから、慎重であるべきものと思う。したがって、本3条の規定する事項については、発注者の運用に委ねることとし、本条項例からは削除すべきものとする。

## 2. (P8)

第十四条（土地の調査）

**コメント**： 本条は測量、調査等を選定事業者が実施する場合に限って必要となる規定であり、本条項例に不可欠なものとは思われない。内容的にも手続き的なものであることから削除が妥当と考える。土地（敷地）の情報は、入札のための情報・条件の一環として管理者等が示すべきものであり、本条項例では、かかる土地（敷地）の情報に齟齬があった場合のリスク分担の規定（第十五条）こそが主題となるべきと考える。

## 3. (P8)

第十五条（条件変更等）

**コメント**： 誰が費用（増加費用）を負担するのかという、リスク分担の基本的な考えが示されていない。管理者等が費用負担する原則を明記する。

4. (P 1 0)

第十八条 (近隣住民に対する説明及び環境対策)

**コメント**: 管理者等は公共事業の実施 (事業の基本計画、事業そのもの。より上位の概念) に係わる説明を行い、選定事業者は公共事業の実施のうちP F I 施設に係わる工事 (事業の執行行為。下位、具体各論の概念) に関する説明を行うという、役割に関する原則を明確にする。

5. (P 2 2 - 2 3)

第四十四条 (維持管理・運営期間中の不可抗力による損害) 3

**コメント**: 選定事業者は「維持管理・運営に係るサービス対価」(総額?) の1年分の100分の1を負担することとなるが、「維持管理・運営」に何が含まれるかは各P F I 事業によりまちまちであり、総額とした場合、この金額が多額になる恐れがある。「維持管理・運營業務のうち履行不能となった当該業務に係るサービス対価の1年分の100分の1」とすることが公平であると考ええる。

6. (P 2 4)

第四十五条 (第三者の責に帰すべき事由によるP F I 施設の損害) 5

**コメント**: 上記第四十四条に対するコメントに同じ

7. (P 2 4)

第四十六条

**コメント**: 上記第四十四条に対するコメントに同じ

8. (P 2 7)

第五十四条 (物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更)

**コメント**: P F I 事業契約において、いわゆる物価スライドを原則として認めることとしたことは、これまで各事業ごとにまちまちであった対応を統一する試みとして進歩であり評価したい。ただし、本条の表現は抽象的であり、実務指針として機能するかについては疑問。公共工事標準約款の規定をそのまま使用することも一案。また、P F I 事業は、入札から工事着工まで長期間にわたり、物価変動の影響を受けやすい性質があることから、

「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的な考え方」(H21.43)(P19)に従い、物価変動を算定する起算点を契約日とすることを明確に示す必要がある。

## 9. (P30)

### 第五十九条 (管理者等の解除権) 2二

**コメント**: 「維持管理・運営に係るサービス対価のうち残存期間に相当する額(消費税及び地方消費税相当額〇円)の10分の〇に相当する額」と規定されている。現在進行中のPFI事業の事例において、いわゆる違約金(予定損害賠償金)の定めはまちまちである。PFI事業の事業期間は、4-5年の短期のものから、30年の超長期のものまであり、仮に残存期間30年で計算すると、違約金が膨大な金額になるケースも生じる。施設整備中心のPFIにおいては、維持管理・運營業務の多くは定型業務であり、かつ、(業務提供の)マーケットが確立している業務分野であることから、管理者等に生じる実際の損額は、選定事業者が提示した(約束した)サービス対価と、同等のサービスをマーケットで調達した場合の対価との差額である。「サービス対価の全額 X 残存期間」の計算は、違約金としては過大であり、正当性を欠いており、PFI推進委員会として特に推奨するものでないとする。代替案としては、「維持管理・運営に係るサービス対価の1年分に相当する額(消費税及び地方消費税相当額〇円)の10分の〇に相当する額」が考えられる。

## 10. (P35)

### 第六十八条 (選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等)

**コメント**: 選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定に対して管理者等があらかじめ承諾を与えるというスキームは現実的ではないと思われる。不当に高額な損害賠償額の予定を除外する趣旨と思うが、管理者等には積極的に承諾を与えるモチベーションがないため、選定事業者が実際に承諾を得ることは困難となろう。「不当に高額な損害賠償額の予定は除外できる」とストレートに規定する方が、本来の趣旨に合致する。

以上